

第 3 1 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 5 年 2 月 1 5 日開会

令和 5 年 2 月 1 5 日閉会

米沢市農業委員会

令和5年2月15日（水）午後2時30分 米沢市農業委員会第31回定例総会をJA米沢支店3階第1会議室に招集した。

出席委員（19名）

1 番 伊藤精司 委員	8 番 高橋信夫 委員	1 5 番 相田市三郎 委員
2 番 小関善隆 委員	9 番 佐久間英之 委員	1 6 番 山王堂民榮 委員
3 番 高橋祐弘 委員	1 0 番 江口益美 委員	1 7 番 古畑功一 委員
4 番 我彦正福 委員	1 1 番 宮崎雅文 委員	1 8 番 樋渡由美 委員
5 番 佐藤利夫 委員	1 2 番 遠藤伊一 委員	1 9 番 二宮啓一 委員
6 番 田代昇一 委員	1 3 番 鈴木晃子 委員	
7 番 佐藤孝義 委員	1 4 番 大野澤進 委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事 務 局 長	宍 戸 徹 朗
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	吉 田 潤
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

報第1号	農地法第18条第1項の規定による申請に対する許可処分について
議第1号	農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について
議第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第4号	農用地利用集積計画について
議第5号	贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について

2. その他

開 会 午後2時30分

根津補佐 定刻になりましたので、これより第31回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは初めに、「農業委員会憲章」の唱和を12番 遠藤伊一委員のご発声にてよろしくお願いいたします。

(唱和)

根津補佐 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、ご苦労さまでございます。

コロナも大分落ち着いてきたというようなことで、今日は定期総会、その後懇談会ということで、3年ぶりに懇談会もあるわけで、一安心というか、そういうことであります。

挨拶はこの後もしなくてはならないのですが、今ニュースではトルコ・シリアの100年ぶり大地震ということで、地震の空白地帯だということだったんですが、35,000人を超える死者、行方不明者が出ており、毎日救出される子供たちや若い女性や、そういった場面がテレビ等で流されており、東北震災を超える被害が出ているということで、亡くなった方にはご冥福をお祈りし、早急に行方不明の方は救出されることを願っているところであります。そういったことで、自然災害は本当に突然にやってくるわけがありますので、我々も十分に注意しながら対応していきたいものだなと思っています。

今日は、この後に定期総会ございますので、定例総会は速やかに終了しますようご協力をお願いして、ご挨拶に代えさせていただきます。今日は本当に足元の悪い中、ご苦労さまです。ありがとうございます。

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第31回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、8番 高橋信夫委員、9番 佐久間英之委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありますか。

根津補佐 (挙手)
議 長 根津補佐。
根津補佐 議案の訂正はございません。
議 長 ないので、議事を進めます。

初めに、報第1号 農地法第18条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)
議 長 宮原農地主査。
宮原主査 報第1号 農地法第18条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分しましたので報告します。

1、米沢市農業委員会総会における賃貸借の解除案件。令和5年1月16日に行われた第30回米沢市農業委員会定例総会で審議された農地法第18条第1項の案件について、受理番号1号は、一般社団法人山形県農業会議の常設審議委員会に関わるものなので、許可日については、原則として許可相当と認める旨の答申書の日付と合わせる必要があります。よって、答申書が令和5年1月18日付であることから、下記の日付で許可しました。

受理番号1号、貸人、〇〇〇〇、借人、△△△△の1件。許可日、令和5年1月18日。

以上、よろしくお願いします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
全 委 員 なし。
議 長 ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 農地法第18条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)
議 長 宮原農地主査。
宮原主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号56号から60号の計5件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ24筆49,431.00㎡です。

受理番号56号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。

受理番号57号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号58号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号59号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号60号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号40号から46号の計7件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請がありました筆数及び地積は、田9筆 2, 492.00㎡、畑8筆 425.00㎡、合計17筆 2, 917.00㎡です。

受理番号40号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号41号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他のための区分地上権の設定です。

受理番号42号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他のための区分地上権の設定です。

受理番号４３号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他のための区分地上権の設定です。

受理番号４４号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他のための区分地上権の設定です。

受理番号４５号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他のための区分地上権の設定です。

受理番号４６号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他のための区分地上権の設定です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号４０号から４６号を上程いたします。

１４番

(大野澤 進委員 挙手)

議 長

１４番 大野澤委員。

１４番

１４番 大野澤です。

４０号の調査結果を報告いたします。申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりであります。２月５日日曜日、午前中でありましたけれども、受人の○○○○さん宅を訪問し、話を聞いてきました。△△さんは離農したいということでの売買で、○○○○さんと売買の話を進めたということだそうです。○○さんは真面目で荒らすことなく耕作するとのこと、何ら問題ありませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長

４１号から。

１６番

(山王堂民栄委員 挙手)

議 長

１６番 山王堂委員。

１６番

１６番 山王堂です。議案第２号、４１号から４６号までを、会長が調査した結果を代わって報告いたします。

地番、地積等は議案書記載のとおりで、詳細も議案書記載のとおりでございます。場所は○○地区になっております。これは、水力発電所を造るために地下にパイプを埋設するための、地下の権利の賃貸借の設定でございます。何も問題ないということで報告受けていますので、報告いたします。

議 長

それでは、ただいまの受理番号４０号から４６号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号４０号から４６号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第２号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

 次に、議第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、を議題といたします。

 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第５条第１項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

 受理番号４１号から５０号の計１０件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田９筆 ２，５０３．００㎡、畑１３筆 ５，１６４．００㎡、合計２２筆 ７，６６７．００㎡です。

 受理番号４１号 貸人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、車両置場及び資材置場の造成のためです。こちらは集落接続の１種農地です。

 受理番号４２号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、農地の一時転用（水力発電関連施設工事敷地）のためです。こちらは一時転用の２種農地・農振農用地です。

 受理番号４３号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、農地の一時転用（水力発電関連施設工事敷地）のためです。こちらは一時転用の２種農地・農振農用地です。

 受理番号４４号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、農地の一時転用（水力発電関連施設工事敷地）のためです。こちらは一時転用の２種農地です。

 受理番号４５号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、農地の一時転用（水力発電関連施設工事敷地）のためです。こちらは一時転用の２種農地です。

 受理番号４６号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、農地の一時転用（水力発電関

連施設工事敷地) のためです。こちらは一時転用の農振農用地です。

受理番号47号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、農地の一時転用(水力発電関連施設工事敷地) のためです。こちらは一時転用の農振農用地です。

受理番号48号 渡人 ○○○○ 外3名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、再生可能エネルギー発電に伴う開閉所の建設のためです。こちらは公益性が高い施設の1種農地です。

受理番号49号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、アパートの建設のためです。こちらは土地計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号50号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、店舗の建設のためです。こちらは土地計画法の用途市域内の3種農地です。

なお、受理番号42号から47号は、土地所有者それぞれ別に申請しておりますが、転用事業としては同一のものとなります。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号41号から50号を上程いたします。

1 6 番

(山王堂民衆委員 挙手)

議 長

16番 山王堂委員。

1 6 番

16番 山王堂です。

議案第3号、受理番号41号について、調査結果を報告いたします。地番、地積、詳細等は議案書記載のとおりでございます。場所は、○○○○、△△△△の並びの土地のところになっております。図面で見いただきますと、○○○○さんの奥になっておりまして、○○さんが買って、これを車両置場、資材置場並びに残土置場ということで利用する目的で売買となっております。ここに行く道路はなくて、○○さんしか買えない土地だということで、現地に○○さんと一緒に確認してまいりました。○○さんしかここ求める人がいないということで、許可相当と判断しました。

以上です。

続いて、42番から47番までの調査結果、これは会長が調査した結果ですけれども、先ほどの水力発電所の一時転用と工事中の間だけ上のほうを転用と。その後は、また農地として上を利用するというので、2か月間の一時転用です。

以上でございます。

議 長
4 番
議 長
4 番

それでは、48号。
(我彦正福委員 挙手)

4番。

4番 我彦です。

受理番号48号について、調査報告をいたします。申請人、土地の表示は議案書記載のとおりであります。この案件は、9月に農地除外となったところでありますけれども、再生可能エネルギー発電に伴う開閉所の建設ということで、今回は原野が46平米ありました。地図見ていただくと、原野だったところが併用地というところで、ここが今回の申請地になります。地図のところで併用地とあるところの左のところが、送電されているところで、ここに開閉所を設けて、そこの鉄塔に電気を送るということでありました。2月6日に行政書士の〇〇さんに電話で確認しております。事前着工もなかったもので、問題ないと思われしますので、ご審議よろしく申し上げます。

以上です。

議 長
8 番
議 長
8 番

49号。
(高橋信夫委員 挙手)

8番。

8番 高橋です。

49号、50号、つながっている土地のため、一緒に報告させていただきます。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりであり、3種農地に位置しております。現地調査は、2月3日に両案件の代理人、行政書士の△△さんからお話を伺っております。申請地はこの地図見ていただきたいんですが、〇〇地内、△△△△の北側に位置しております。申請人のお二人は親子関係でありまして、49号がお父さんで、米沢で建設業を営んでおり、こちらにアパートを建設、また50号は息子さんで、今埼玉に住んでおられるんですが、米沢に帰ってこられて、こちらでパン屋を開店し営業するということです。事前着工ありませんし、この計画で影響を受ける農地等はございません。許可要件も満たしており、許可相当と思われます。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、ただいまの受理番号41号から50号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

異議がないので、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

4 番
(我彦正福委員 挙手)

議 長 4 番 我彦正福委員。
4 番 我彦です。
私の案件がありますので、退席させていただきます。
(我彦正福委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号 1 2 号から 1 5 号及び 1 8 号を上程いたします。
議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)
議 長 須貝主任。
須貝主任 議第 4 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号 1 2 号から 1 5 号及び 1 8 号の計 5 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ 2 2 筆 2 9, 5 8 5. 3 7 m²、合計も同様です。

受理番号 1 2 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号 1 3 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号 1 4 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号 1 5 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号 1 8 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
全 委 員 なし。

議 長 ないので、ただいまの受理番号 1 2 号から 1 5 号及び 1 8 号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 4 号 農用地利用集積計画について、の受理番号 1 2 号から 1 5 号及び 1 8 号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。
(我彦正副委員 入室)

議 長 それでは、先の 5 件を除く受理番号 1 号から 2 1 号を上程いたします。議

案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任
議 長
須貝主任

(挙手)

須貝主任。

議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号12号から15号及び18号を除く1号から21号の計16件です。内訳は、新規の貸借権の設定が13件、貸借権の再設定が3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田69筆 110,074.61㎡、畑2筆 164.00㎡、合計71筆 110,238.61㎡です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細についま

しては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、先の5件を除く受理番号1号から21号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、は先の5件を除く受理番号1号から21号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第5号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について。農地の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の適用の更新をするため、引き続き農業経営を行っていることの証明願がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号1号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。

受理番号1号 申請人 米沢市○○5丁目△番△号 ○○○○、贈与者△△、贈与年月日 平成16年12月15日。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

8 番
議 長
8 番

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

それでは、受理番号1号を上程いたします。

(高橋信夫委員 挙手)

8番 高橋信夫委員。

8番 高橋です。

受理番号1号、申請人は、〇〇〇〇推進委員であります。農事相談の折、〇〇さんからお話は伺って、全てこの農地作付しているそうです。この雪の時期なので現地確認ができなかったんですが、問題ないと思われます。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号1号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号について、証明相当と認め、議案書のとおり証明することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第5号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当と認め、議案書のとおり証明することに決定いたしました。

 以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。

 続いて、2のその他に移ります。

 農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として発言をいただきたいと思います。今回は、9番 佐久間英之委員にお願いいたします。よろしくお願いします。

9 番 9番 佐久間です。

 農政振興、話題提供になるかどうか分かりませんが、今日は、皆さんにもこの封筒行ったと思いますけれども、大至急開封願いますということで。畑地化支援というようなことで、農政課から文書が参ったわけであります。もう申請に行った方もいらっしゃるかと思いますけれども、これ地元の農家の方、五、六名の方からどういうことだというようなこと質問を受けたわけでありまして、私も細かいことは分からないということ、農政課に行って聞いてくださいということで行きましたけれども、農政課でも、はっきりした答えはできないということであったようです。

 これ、畑地化支援定着促進支援というようなことで、水張り水田5年の問題があったわけでありまして、その水張り5年が、1か月でもいいから水張りなさいということの後から話になったわけでありまして、畦畔もない、水路もないというようなところもあるということで、これに対応した形でということかとも思いますけれども、畑地化ということでお願いをした場合、直接支払交付金の対象から外れるということここに書いてありますけれども、これは水田でなくなりますよということだと私は思っております。それに付随して、土地改良区の決済金支援もしますということですから、これは間違いなく田んぼでなくなる、畑になってしまうということでありまして、山手のほう特にでありますけれども、もし畑地化にした場合でありま

すが、今までの転作面積が、全部その畑地化になった部分に対しては転作ではなくなるということで、決済金の関係もあります、米平さんもだんだんと厳しくなってくるであろうと、面積が減っていくということであるというのが1点。

それから、農協のとも補償、これについても成り立たなくなるんじゃないかというのが1点。それから、各地区に担い手組織といいますか、大豆、ソバ、麦などの転作組合あるわけでありましてけれども、これについても、転作の奨励金出なくなったものに対しては誰も委託する人はいなくなるんじゃないかということで、これ、もし本当に田んぼでなくなるということ理解をしないで申し込んだりしてしまった場合、大変なことになるような気がしております。農政課が悪いわけではありませんけれども、上から下りてきたものを農家の人に知らせることが仕事でありますから、これは知らせるのが当然でありますけれども、もっと分かりやすいというか、農家の方々、見てすぐ分かる人いない、頭いい人もいるかもしれないけれども、私はちょっと理解にかなり苦しんだところであります。

リノベーション事業、この辺のことは大したことで、まずあれですけれども、この畑地化事業に対しては水田が畑になるわけでありまして、農業委員会も全く関係ないわけではありますので、この辺のことはどういうふうな形で農政課で持っていくつもりでいるのか分かりませんが、だんだんと農政がおかしくなっているというか、我々農家の考えとは違う方向に向いていっているような気がしますので、何も我々する力ありませんけれども、統一地方選挙今年ありますので、我々一人一人、1票で世の中決まっていくわけでありまして、よく考えた上で投票していきたいというふうに私自身も思っておるところであります。

以上です。

議長

大変これ難しい問題であります。この件に関して、どなたか答えられる方いらっしゃいますか。（「米平さんと農協さんに聞いてみたいな」の声あり）じゃあ、江口委員。

10番

今、佐久間委員からありましたように、本当にこれ難題だというふうに思っていますし、昨日、理事会の中で農林水産省の土地改良の課長補佐が、〇〇さんという方、米沢の上郷出身だということで、昨日説明に米沢平野土地改良区に1時間ほど説明しに来られました。この説明の中でも、相当分らない中での説明だったというふうに記憶しております。米平にとりましても、さっき佐久間委員からありましたように畑地化にするということで、地区除外支援金、これ上限で25万円ということで国で打ち出しているようでありますし、今あったように、これ転用しなくてもいいのかと、畑地化にした場

合は今言ったように水もかからない、そういったところでの転用でやったんですけれども、転用する必要はないような説明だったんですね。農地は田から畑に地目変更をやらなくてもいいみたいな話があったりしながら、水張り減反についても、どうやったら水張り減反、1か月以上の水張りということで、水管理は米平でありますので、その辺量とかそういうの、国交省がそこから決まった水しか流れないということ、米平では5月6日から9月10日までの取水期間というのがありまして、水源というのは農家も1か月以上水張りすると水活交付金に該当しますということを岸田総理も言っているということなんですけれども、それ本当に分かって言っているのか、これは国交省が認めなければ、水というのはやたら米平が勝手に水窪ダムの水破ってきて持ってくるなんていうのはできないわけでありまして、そういった問題も含めながら昨日質問いろいろあったんですけれども、今言ったとおりどこに言っても分からない。これどうすればいいのやと言っても、答えが出ない中で令和4年度から8年の間に決断してやれと。お前たちでやるしかないんだみたいなこと言っているんですけれども、できないものはできないと私自身はそう思っているんです。

例えば水張りについても、農事相談でも誰か水張りしていたことあるかと、実証したところあるかと、どのぐらい水要るのかも分からない中で国交省に水これぐらいくれと言っても分からないから、どこか実証例があつて減反、五、六年したところに水張りに1反当たりどのぐらいの水の量かも分からない中で、水利組合や土地改良に相談しながら水を流すというふうな日本農業新聞に書いてあったと。これ悩める水張りと書いてあったんですけれども、この点どうやったら水張り減反を認めてもらえるのかも分からない中で進んでいると。その〇〇さんにも昨日、どうやったら水張り減反になるんだということは、課が違うものだから分からないと。土地改良についての、今言った賦課金についてはいろいろと説明受けて、土地改良で3,000円賦課金のところは2,000円補助しながら1,000円は畑地化ということですから、地元負担と。3,000円の場合。うちは4,400円出すからどうなるかちょっと分からないけれども、そういったところで国では進めているから、土地改良でそれは再生協議会と協議しながら進めてくださいと、みんな丸投げであったと。国では机上、机の上ではこうだあだと言っているけれども、答えがないままに進んでいるし、これは本当に農林水産省、財務省、国交省、これが分かりながら農家に勧めていかないと、みんなばらばらのやり方が全然分からない中で予算も組まれているわ、水張りについても答えがないままに進んでいるということが、今すごく問題になっていると思います。

佐久間委員も、その中で相当どうすればいいんだということで、どこに言っても分からないと。もう既に令和4年から8年までの間に農家が決断してやれと、土地改良区はそれにやるしかないんだ、再生協議会はそれに合わせてやるんだということで今進んでいるんだけど、昔だったらできないものはできないと要求できたかもしれないけれども、もう無理言っているんじゃないということで本当は国会に乗り込んで鉢巻き締めて、水田交付金はそのまま実施してくださいと。けれども、今そういうものはない、政治やる人は机上で全部末端に投げやりになっていると。そういった傾向も感じる、全く現場を本当に確認してやったのか、土地改良区でもそういう話があったり、再生協でもそういう話があって進んでいるのか、本当に分からないまま今のやり方やっていると思う。だから、答えないままやっているんだから、どうしたらいいか分からないと思っているのよ。会長も再生協に、うちの〇〇〇〇君が再生協に行ってどうなんだと聞いたら、畦畔があつて水口開けると水が入れば認めるようなこともあったという、昨日お聞きしたら、1か月以上水張るんじゃなくて、畦畔がちゃんとあつて水口開けると水入る状態であれば水張りとして認めますという、そういう話があったということも聞いたもんだから、これはどうやったら水張り減反が正式に。前も質問したんだけど、水張りはうなづけるのか、水張って代かいてするのかという質問したけれども、農政課では全然そのことが分からないまま今まで来ていると。今言ったとおり、農政課は国のこと伝えるだけなもんだから、1か月以上水張りすれば水活交付金は出ますよと言うけれども、伝えているだけで、米平もそれが関連しているんだけど、その水持ってこれるのかということは本当今問題になっていると思いますし、きちっとしたところが出ないまま事が、農政の施策が進んでいるというのは、俺もだけれども皆さん方もだと思うのよ。どうやったらそれを解消できるのか。やっぱり水張りは35,000円の、畑地化すれば5年間1反歩2万円というような、その後は何もない施策の中でやるというのは不安だと思うのよ、みんな。俺も、だから水張るにはそれしか、水張って水活交付金をもらえるようなことやりたいなと俺も思っているんだけど、昨日〇〇さん言ったのは、そういうために水揚げするのはどういうものかみたいなことも言われたんだけど、それは地元に任せますみたいな話で、五、六年も減反したところ水なんて乗れないと思うのよ。田んぼ代かいてさえ、畦畔でさえ二、三日もてばまた水流さないと水減ってしまうから、1か月以上の水張りって、現場分かってその施策を組んでいるのかすごい疑問なもので、その質問したんですけれども、答えは出ませんでした。残念ながら。そういったところでした。

先ほどパンフレットというか、やっぱり農家の人は何じゃこりゃと。意味不明の全然分からないと俺も聞いております。畑地化する場合は、さっきもおっしゃったように5年間2万円を補助します。土地改良施設を農道及び排水路等を利用しない場合は地区除外しなさいと。地区除外する場合は上限25万円出しますと。米沢の場合は決済金が大体1㎡で121円ですから、1反だと121,000円くらいの決済金になるわけです。あとは直接支払交付金をもらいたい人は水を張って、5年間に1回水を張りなさいというような、大体こういったあらましであります。畑地化の場合の土地改良施設を100%利用していないわけでありまして。水とか水路。ですので、米平も今4,400円の賦課金ですけれども、それが減額になるわけでありまして。大体半分とか、2,000円とか3,000円とかの減額になります。その分が農家負担がなくなると。2万円の補助5年間も頂けるといことです。土地の区分については、転用はしない。土地原簿は畑になりますけれども、登記原簿は水田のままという説明でありました。土地改良も組合の減少でこれからも大変になるであろうと。それを守っていくための施策であるという説明でありました。

以上でございます。

10番 これ終わった後、すぐ農協から封筒来たんだけど、飼料米作っている人なんかは、3年間約束している人は駄目だから気をつけなさいよという内容が来たんですけども、農協にとも補償関係の話なんかは何もないかな。

17番 今の件なんだけれども、農協にも話はしているんですけども、詳しいことまではっきり分からなくて、代議士を呼んで話をするべ、聞くべということになっています。ただ、個人的に市役所行って聞いたときには、畑地化にしたいと思ったんだけどもと言ったら、面積どのくらいあるんですかと言われて、畑地化、リンドウ作っているもんだから1回水揚げると駄目なんだよな。五、六年は黙ってその土地使うものだから、畑地化するかと思って行ったのよ。そうすると、この面積では駄目だと。あなたの場合はせめてリンドウだったら4反以上しなさいとか、あと野菜だったら団地化みたくみんなで組んでしないと出ないということを言われまして、俺たちは関係ないんだなということで来ましたけれども、なかなか言っていることが全然分からなくて、どれがどうだというのがよく分かりません。

19番 高収益作物を栽培するということが条件ある。

議長 この件は20日、特別研修で文化センターで案内行ったと思いますが、その後、4時ぐらいから△△△△代議士が来て、5年水張りの問題から、ただいまの決済金の問題から、そういったことを説明してくれるということですよ。やっぱり各地区とも、今佐久間委員がおっしゃったように、みんな話詰

めていくとそこから先分からないということになってしまっているんだよな。だからやっぱり、20日にその辺きちっと質問して聞くほかないんでないかなと思うんだけど、どうですか。

19番

これ俺、録音されているからあまり言いたくないけれども、大きい酪農の会社ある、〇〇に。それ、1年で十何万5,000円とか、15万円近くの金が1回は出るわけよ、1反歩で。1町歩で170万円、10町歩で1,700万円、100町歩あると億だ。（「しょうがないね」の声あり）大変なことだと思う、山手のほうに買った土地、そういうのやるとなれば団地化だし、問題ないわけだ。あと5年間はまず数万円出るからだけれども、その後もう田んぼでなくなるんだから、多分手出されなくなると思うよ、しゃあねえと。そうなったとき、うちの近くでないからいいやと言わないけれども。大変なことだと思う。（「大変だ」の声あり）

議長
根津補佐

根津補佐、見解は。元農政課の。

私がやっていた頃は平成の1桁だったものですから、まるっきり施策の内容が変わってきているかと思います。対象水田から除いていくというのは当時からあったわけですが、今後の作付、畑地化を進めていっても地目は田のままにしておいたほうが良いというような考え方は国であるようで、先日、会長と東京に出張した際、△△代議士は米で日本が国際的な力を持つていかなきゃいけないような話をしていまして、その際、田に戻せるようにというお話もしておりました。なので、20日ですけれども限られた時間ですけれども、今日ですが、会長、職務代理、事務局長会議で出たご意見を△△△事務所にお送りしました。その中でも作付の話や担い手不足といった話題がありましたので、大きく分けて5点ほど事前にお送りしますので、講話の中でもお話しただけののかなと思います。

議長

そういうことで、みんな詳細については分からないというようなことありますので、20日に質問していただきたいと思います。

そのほか、佐久間委員からお話あった中で質問、意見等ございませんか。

16番

この5年に一度の水田水張りというので年間3,000億円交付金出ているんだと。それを厳格化したい、出さないようにした場合、その金は農水省の予算に入るんだか入らないんだかということ、代わって何か書いてもらうような方法ないかということ、自民党で言ってくれと言ってもらえないかな。ソバとか大豆だったら数量割とか、そういうので出すようにとか。なくすんだもん、まるっきり。やっぱり一生懸命やった人には出すよというやり方してもらわないと。今までの転作だと1本、2本植えていても確認していいなという転作だったから、それを厳格化しろというのは当たり前の話かもしれないけれども、そうした場合にやっぱり本当に取った人には金出す、

そういうやり方にしなかったら一生懸命した人が報われないしな。まして、ソバ、大豆なんていうのは価格が安くて採算合わないんだから。（「会長、ちょっといいですか」の声あり）

議 長
1 0 番

どうぞ。

例えば、水張り減反した場合に誰が確認するのか、再生協が確認するんですか。

議 長

だと思います。だけれども、それも断言はできません。

じゃあ、ほかになかったら議事のその他については終了し、本日の第31回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会

午後3時30分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年2月15日（水）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

高橋 信夫

議事録署名委員

佐久間 英之